

食品表示部会 加工食品の表示に関する調査会 報告書（案）

平成 26 年 6 月 2 0 日
消費者委員会 食品表示部会
加工食品の表示に関する調査会

はじめに

食品表示部会において、同部会設置・運営規程第四条に基づき、部会の下に「栄養表示に関する調査会」、「生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会」、「加工食品の表示に関する調査会」の3つの調査会を設置し、専門的事項の調査審議を行った。

加工食品の表示に関する調査会（以下「調査会」という。）では、加工食品関係の個別品質表示、基準等の整理・統合、現行制度に係る用語の統一、アレルギー表示、レイアウト及び文字の大きさ等について7回にわたって検討を行った。について検討を進めてきた。

本報告書は、7回にわたる調査会における審議結果をまとめたものである。

－ 目 次 －

1. 加工食品の表示方法等の作成方針について	4
2. 加工食品の横断的事項の表示について	7
2-1 名称の表示の方法	7
2-2 原材料名の表示の方法	7
2-3 内容量の表示の方法	11
3. 加工食品の個別的事項の表示について	13
3-1 加工食品の個別的事項（JAS法関係）の表示について	13
3-1-1 定義について	13
3-1-2 義務表示事項について	13
3-1-3 一括表示枠外の表示事項について	13
3-1-4 表示禁止事項について	14
3-2 加工食品の個別的事項（食品衛生法関係）の表示について	16
4. 表示責任を有する者等の整理について	19
4-1 表示責任を有する者	19
4-2 製造や加工を行う場所	19
4-3 製造所固有記号	20
5. 販売形態ごとの適用範囲について	22
6. レイアウト、文字の大きさについて	23
6-1 文字の大きさ	23
6-2 容器包装の面積により表示を省略することができる食品	24
6-3 表示のレイアウト	24
7. アレルゲンを含む食品の表示について	26
7-1 アレルゲンの代替表記	26
7-2 アレルゲンの個別表示と一括表記	28
8. 加工食品関係の用語の統一について	31
9. おわりに	32

【参考資料1】食品表示部会設置・運営規程

【参考資料2】食品表示部会における調査会の設置について

【参考資料3】加工食品の表示に関する調査会 審議経過

【参考資料4】加工食品の表示に関する調査会 委員名簿

1. 加工食品の表示方法等の作成方針について

現行の食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「表示基準府令」という。）、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下「乳等表示基準府令」という。）では、対象となる食品について名称、期限表示、添加物等を容器包装に記載することが義務付けられている。

また、現行の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく加工食品品質表示基準（平成12年農林水産告示第513号）では、名称、原材料名、内容量等の表示が義務付けられているほか、図1-1のとおり46の個別品質表示基準により、個別の表示義務が課せられている。

これらの基準を、用語の定義を整理・統一した上で¹、食品表示基準案（以下「新基準案」という。）として統合することがとりまとめられた。

現行基準の統合にあたっては、加工食品の表示事項を横断的事項と個別的事項に区分し、食品表示において共通的な要素を持つものは、可能な限り、横断的事項として整理する方針とすることが示された。（図1-1）。食品関連事業者等は、一般消費者向けの加工食品を扱う事業者、業務用の加工食品を扱う業者、食品関連事業者以外の加工食品を販売する者に区分され、各々が遵守すべき基準が各節に記載されることとなる。

現行の食品衛生法、JAS法等の各表示基準を横断的事項と個別的事項に再整理する考え方が表1-1のとおり考え方が示され、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、内容量、製造業者等の氏名又は名称及び住所等の表示、原料原産地名、遺伝子組換え食品等は横断的事項とすること、食品別に定められた事項等は個別的事項とすることの方向性がとりまとめられた。

¹ 「製造」「加工」の定義は生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会報告書2-1で記載する。